

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県政務調査費交付条例の一部改正により、議員の提出した収支報告書の内容について必要な調査を議会事務局長が行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 政務調査費に係る調査に関し、代表監査委員を補助する職員の守秘義務の規定を削る。
- (2) 規則の施行に関し必要な事項を定める知事の権限を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正について

1 規則の改正理由

納税貯蓄組合の設立等に係る知事の権限を総合事務所長（現行 県税事務所長）に委任するとともに、地方自治法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則中「県税事務所長」を「総合事務所長」に、「県税事務所」を「総合事務所」に改める。
- (2) 規則中「吏員」及び「事務吏員」を「職員」に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、個人の県民税に係る徴収取扱費の算定方法が改められたこと等に伴い、市町村長が県に提出する個人の県民税に関する報告書の様式について、所要の改正を行う。
- (2) 県税の賦課徴収等に関する知事の権限を総合事務所長（現行 県税事務所長）に委任することに伴い、所要の改正を行う。
- (3) 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (4) 事務の合理化を図るため、自動車税に係る還付又は充当に関する通知及び税額の変更に関する通知を併せて行うこととする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 個人の県民税の賦課徴収等に関する報告書の様式
 - ア 個人の県民税の税率が2段階から一律に改められたことに伴い、個人県民税課税状況報告書の様式を改める。
 - イ 個人の県民税に係る徴収取扱費の算定方法が改められたことに伴い、個人県民税賦課徴収状況報告書及び県民税徴収取扱費に関する報告書の様式を改めるとともに、平成18年度後期分の県民税徴収取扱費に関する報告書の様式を定める。
- (2) 規則中「県税事務所」を「総合事務所」に、「県税事務所長」を「総合事務所長」に改める。
- (3) 規則中「吏員」及び「事務吏員」を「職員」に改める。
- (4) 自動車税に係る還付又は充当に関する通知及び税額の変更に関する通知は、自動車税税額変更・還付(充当)通知書により行うこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。